

★注意事項★

- 今後、決算書や確定申告書は税務署から郵送されない予定です。
- 令和8年分から「決算書・確定申告書」の控用（複写式）は廃止となり、必要に応じてご自身での控えの作成・保管をしてもらうこととなります。*変更前の様式は使用不可
- まだ確定ではありませんが、決算書・確定申告書や開廃業届出書等の税務署へ提出する書類の様式が大幅に変更となる可能性があります。
- オンラインシステムに関しても変更予定のため、決算書・確定申告書作成コーナーも手順が変更となる可能性があります。

★青色申告特別控除額の見直しについて★

適用時期：令和9年（2027年）以後の所得税について

- ① 複式簿記で電子申告している方（現行：65万円）が請求書データ等との自動連携や訂正削除履歴の記録など一定の条件を満たす電子帳簿を作成及び保存している納税者（優良な電子帳簿保存）を対象として控除額の上限を75万円に引き上げとなります。
- ② 複式簿記による控除（①を除く65万円）の適用は、電子申告（e-Tax）が条件となります。
- ③ 簡易帳簿による控除（10万円）の適用は、事業所得もしくは不動産所得に係る前々年の収入が1,000万円以下の納税者、または事業としての規模に満たない不動産所得者等に限定されます。

R8分とR9分からの青色申告特別控除の比較

令和8年(2026年)まで	令和9年(2027年)	条件
65万円（複式帳簿）	75万円	<u>優良な電子帳簿保存+e-Taxが必須</u>
55万円（複式帳簿）	65万円	<u>e-Tax必須</u>
10万円（簡易帳簿）	10万円または0円	<u>収入1,000万円を超える事業者は0円</u>

*e-Tax 利用が前提の体系へ移行となるため、55万円控除は廃止

★インボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置の見直し（案）★

2割特例：免税事業者が、インボイス発行事業者となったことにより課税事業者となった場合の事務負担・税負担を軽くするための経過措置

利用可能：令和8年まで



見直し

3割特例へ（仕入割合7割り）*これまで2割特例を利用していた個人事業主も引き続き利用可能
利用可能：令和9年・10年

*税制改正大綱の発表に基づいたものであり、最終的な法令成立に伴い内容が変更される可能性があります。

*令和8年度以降大幅な税制改正が見込まれ、多くの方がその対象となります。

御殿場市商工会では、決算・確定申告に向けて指導会や説明会を実施しておりますので、ぜひ商工会へご加入の上、記帳継続指導のご契約をご検討ください！